

# 新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う2021年春 新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金 事務手続きについて

## 1. 事業実施

本補助金の対象となるのは、令和2年2月20日から令和2年12月31日までの間に実施する事業で、かつ事業実施に係る契約が令和2年2月20日以降であることが確認できるものに限りま

## 2. 事業完了※

※事業完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了したことを指します。  
※事業完了は、遅くとも12月31日までに終えていただく必要があります。

## 3. 交付申請及び実績報告提出（事業完了から20日後※まで）

○交付申請及び実績報告書類は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 【提出書類】

- ・交付申請及び実績報告書 ※指定様式
- ・事業報告書(様式第1号) ※指定様式
- ・収支決算書(様式第2号) ※指定様式
- ・口座振替依頼書 ※指定様式
- ・補助対象事業の内容、金額が分かる書類(請求書等のコピー)
- ・補助対象事業の実施に係る契約日等が分かる書類(コピー可)
- ・補助対象事業を支払った日が分かる書類(領収書、振込明細書等)
- ・活用した就職情報サイトへの掲載、Web説明会を実施した旨が分かる資料

## 2. 交付決定及び交付額確定通知書の受領

- \* 交付申請及び実績報告を県が受領した日から30日以内に送付します。
- \* 補助金は、当該通知日から2週間程度でご指定の口座へお支払します。

### <資料提出・お問合せ先>

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 雇用戦略担当  
〒680-8570  
鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)  
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169  
E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.jp